

学部生用

2015年度

奨学金ガイドブック

案内と手続き

<http://www.hosei.ac.jp/campuslife/shogaku/>

法政大学

⚠ 新入生で日本学生支援機構奨学金の予約採用候補者になっている場合は P19 を必ず確認してください。

春季一括募集奨学金申請スケジュール

4月	○申請書類提出（4月20日～4月24日）→下記、申請日程表参照 ○ユーザID・パスワード受け取り ○スカラネット入力 日本学生支援機構と学内奨学金併願申請者 └ 日本学生支援機構が運用している奨学金申込のためのインターネットサイト ○法政大学奨学金システム入力 学内奨学金のみ申請者	「大学への申請書類提出」と「スカラネット」、もしくは「法政大学奨学金システム」への入力の両方を完了しないと申請したことになりません。入力を怠った場合は申請を辞退したものとみなし、選考から除外します。
5月	大学にて審査・選考	
7月	日本学生支援機構にて選考 日本学生支援機構申請者	
7月上旬	日本学生支援機構奨学金採用者決定・振込 日本学生支援機構申請者	採否結果発表はP15を参照してください。 初回振込は7月10日を予定していますので記帳して入金を確認してください。
7月下旬	日本学生支援機構奨学金採用者説明会 日本学生支援機構申請者 採用手続書類受け取り	「奨学生証」「奨学生のしおり」「返還誓約書」を配付します。 日時は、掲示、情報ポータルサイトでお知らせします。
8月中旬	法政大学独自（学内奨学金）の奨学金採用者決定・振込	年額の半額を給付し、12月に残りの半額を給付します。
	返還誓約書提出→P18 日本学生支援機構申請者	返還誓約書を作成し、指定期日までに提出してください。未提出の場合、振込済の金額を一括返還後、採用取消となります。

奨学金申請日程表

奨学金を希望する学生は、学生証・申請書類を持参し、所定の受付日時に本人が申請手続きを行ってください。面接を兼ねていますので、代理の方の申請はできません。

申請書類の内容に不明な点がある場合や指定日時に申請が出来ない場合は必ず事前に各キャンパスの担当窓口（裏表紙に記載）に問い合わせてください。

キャンパス	対象	月日		時間	場所		
		1年生	2年生以上				
市ヶ谷 キャンパス	法学部	4月20日（月）	4月23日（木）	9：20～16：15	教職員食堂 (58年館2階)		
	文学部						
	グローバル教養学部						
	経営学部						
	国際文化学部	4月21日（火）	4月24日（金）				
	人間環境学部						
	キャリアデザイン学部						
	デザイン工学部						
多摩 キャンパス	上記指定日時に授業・就職活動等で申請できない方	4月22日（水）					
	現代福祉学部	4月20日（月） 4月21日（火） 4月22日（水）	4月22日（水） 4月23日（木） 4月24日（金）	10：00～16：00	多摩キャンパスホール (EGG DOME 5階)		
	スポーツ健康学部						
	社会学部						
小金井 キャンパス	経済学部						
	理工学部	4月20日（月）～4月24日（金）	9：30～16：00	管理棟2階会議室 (管理棟2階 小金井学生生活課の隣)			
	生命科学部						
	情報科学部						

CONTENTS

春季一括募集奨学金申請スケジュール	2
奨学金申請日程表	2
奨学金について	4
奨学金とは	4
奨学金制度	4
奨学金の形態	4
奨学金の併給・併願	4
奨学金を申請する前に	5
法政大学で取り扱う奨学金の紹介	6
1. 法政大学独自の奨学金	6
2. 日本学生支援機構奨学金	9
3. 民間奨学財団奨学金・地方公共団体奨学金	10
春季一括募集奨学金について	13
2014年度の主な奨学金の給付実績	13
法政大学独自の奨学金の紹介	14
採否結果の発表について	15
日本学生支援機構奨学金の紹介	16
概要	16
入学時特別増額貸与奨学金について	17
第二種奨学金の利率について	17
保証制度について	17
採否結果の発表について	18
奨学生採用後の手続きについて	18
返還誓約書の作成・提出	18
奨学金の継続手続き	18
返還手続き	18
高校で奨学金を申し込んだ方へ	19
提出書類について	20
奨学金申請に必要な書類について	20
申請に必要な書類の詳細	21
所得関係書類について	24
控除関係書類について	27
奨学金申請書の書き方	28
家計急変時の奨学金について	30
FAQs	31
窓口・掲示板案内	裏表紙

奨学金について

奨学金とは

■ 奨学金制度

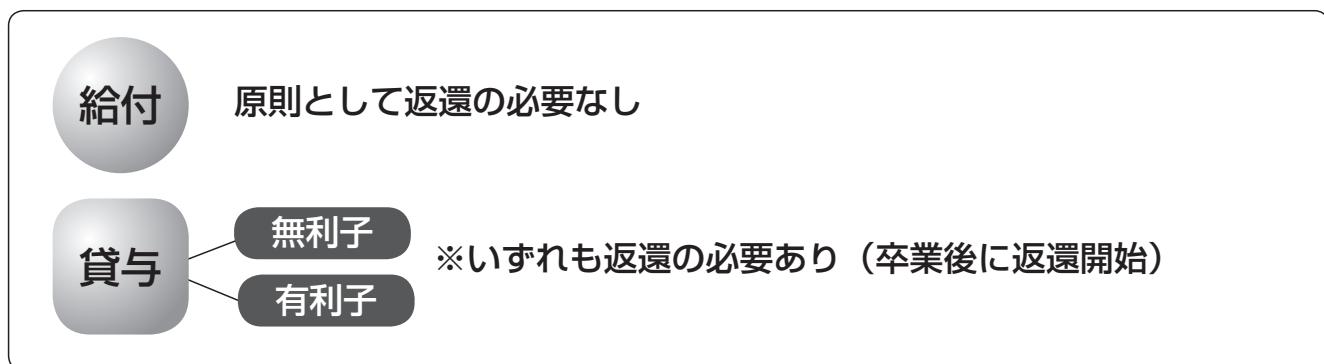
大学における奨学金制度の目的は、人物・学業成績が優秀な人材に対してさらにその能力を伸ばす機会を提供する『育英』と、優秀でありながら修学上経済的に困難な学生を援助して学業継続の機会を保証することを目的とした『奨学』とがあります。また、奨学金の形態には『給付』と『貸与』があります。

いずれの奨学金もこれらの学生に、奨学金を給付または貸与することにより、勉学に専念し、高度な専門性を身に付け、将来有為な社会人として活躍できる人材を育成するために設けられているものであり、それぞれ設置の趣旨に基づいて募集を行います。

申請にあたっては、各奨学金の趣旨をよく確認した上で、在学中に必要とする経費や家庭の経済状況を十分考慮して申し込みを行ってください。

■ 奨学金の形態

奨学金には大きく分けて2形態あります。『給付』の奨学金は返還の必要がありません。これに対して『貸与』の奨学金は、卒業後、一定期間の間に返還していきます。また、貸与の奨学金には、借りた合計金額をそのまま返せば良い「無利子」のものと、借りた金額に利息分を上乗せして返す「有利子」のものがあります。



■ 奨学金の併願・併給

併願：2つ以上の奨学金を同時に申請することです。併給不可の条件の場合でも、採用が決まるまでは複数の奨学金に申請することができます。併願でも単願でも選考上の有利・不利はありません。

併給：2つ以上の奨学金を同時に受給することです。例えば、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けながら、法政大学独自の奨学金の給付を受けるようなケースです。民間団体・地方公共団体の奨学金については、一人でも多くの方が奨学金を利用できるよう、原則、大学から推薦するのは一人一団体としています。ただし、経済困窮度が高い場合、まれに2つ以上の奨学金に推薦・採用されることもあります。

なお、併願・併給の条件は奨学金ごとに異なります。必ず募集要項で確認のうえ申請してください。

奨学金を申請する前に

自身の経済状況を把握し、どれくらいの経済的支援が必要なのか考えてみましょう。

奨学金を受けたいと思った場合、なぜ奨学金が必要なのか、どのくらいの額が必要なのか、具体的にどのように使うのか等について十分考えることが必要です。そのためには、自分の学費の納入状況および家計全体の状況等自分自身を取り巻く経済状況の把握は欠かせません。ご家庭で、家計の状況や経済的計画について話し合っておいてください。

貸与型奨学金を受給した場合、返還するのは卒業後の自分自身です。

日本学生支援機構奨学金を始めとした**貸与型奨学金は卒業後に返還の義務が生じます**。借りすぎにならないように注意してください。本人が返還を怠った場合には、連帯保証人、保証人などに返還請求がなされ、滞納者には、支払督促の申し立てから強制執行に至るまでの法的手続きがなされる場合があります。また、返還されたお金は再び後輩に貸与される資金となりますので、遅滞なく返還しなければなりません。後輩のためにも、責任を持って誠実に返還を行う心構えを持つとともに、将来の人生・生活設計を在学中からしっかりと考えておきましょう。

奨学金を申請するのはあなた自身です。申請の準備は自分で行いましょう。

申請書等の記入にあたって、「連帯保証人署名欄（連帯保証人の署名・捺印）」以外は学生本人が直筆で作成および捺印するものです。必ず学生本人が記入し、証明書類も親任せにせずよく理解したうえで申請してください。**申請時には、申請書類の記載事項について確認、質問等面接を行います**。家計状況や申請書類についてきちんと答えられるようにしておいてください。

奨学金に関する連絡は、原則としてすべて掲示により行います。

奨学金に関する連絡は、すべて掲示により行います。掲示を見落としてしまうことで本人に不利益が生じることがありますので、掲示には常に注意を払ってください。各キャンパスの掲示場所は裏表紙に記載していますから、確認してください。なお、法政大学ポータルサイト・Webサイトでも一部案内しますが、補助的に使用するものです。必ず掲示で確認してください。

必ず学生本人が提出してください。

連帯保証人や友人等の代理提出は受理いたしません。

奨学金に関する窓口は、在籍するキャンパスの奨学金担当窓口になります。在籍するキャンパス以外では一切受け付けませんのでご注意ください。

受付期間外・受付時間外の申請は一切受け付けません。

奨学金の種類や学部・学年によって受付期間や時間が異なりますので十分注意してください。万が一、やむを得ない事情で所定の期間内に申請できない場合は、必ず事前に奨学金担当窓口へ相談してください。

また、受付時間終了間際は大変混み合い、書類受付までかなりの時間を要します。余裕をもって早めに申請してください。

所定の手続きを期限内に済ませなかつた場合や書類に不備があった場合、選考から外れることがあります。

各自で必ずスケジュールを確認してください。申請書類に不備や誤りがある場合、選考から外れることがあります。提出書類は不備がないようになるべく早めに準備をし、万が一、やむを得ない事情で所定の期日に手続きができない場合は、奨学金担当窓口に事前に相談してください。

虚偽の申請をした場合には採用が取り消されます。

法政大学で取り扱う奨学金の紹介

法政大学で取り扱う奨学金は大きく3つに分かれています。

1. 法政大学独自の奨学金（学内奨学金）… 納付型
2. 日本学生支援機構奨学金（旧日本育英会奨学金）… 貸与型
3. 民間団体・地方公共団体の奨学金… 納付もしくは貸与型

1. 法政大学独自の奨学金（学内奨学金）（納付）

法政大学独自の奨学金には、成績等、優れた業績をおさめた学生を表彰するための奨学・奨励金制度と、経済的困窮により学業継続が困難と思われる学生のための経済支援の奨学金があります。

これらの奨学金はいずれも返還不要の納付型です。採用は単年度のみで過去の採否に関係なく毎年申請可能です。当該年度中に休学・停学・退学・除籍等の学籍異動があった場合には、返還の義務が生じます。

■経済的支援を目的とした奨学金

奨学金の名称	金額（年額）	採用予定者数	採用学年	募集予定期	問合せ先	応募・採用条件	
春季に一括して募集する奨学金（P13を参照）	学友会奨学金	文系 25万円 理工系 30万円 を上限	若干名	2~4年生	4月	厚生課／ 多摩・小金井 学生生活課	学業成績が極めて優れ、教育上経済的援助が必要な者（留学生を除く） 修得単位数基準は、前年度の修得単位数が教職資格科目を除き 35 単位以上（ただし理工系学部の4年生は 30 単位以上）、その中でも特に成績が優れ、かつ経済的に非常に困難な者を採用
	大成建設株式会社奨学金	文系 25万円 理工系 30万円 を上限	若干名	2~4年生	4月		学業成績が優れ、教育上経済的援助が必要な者 新1年生は全員申請可能。 2年生以上の申請資格は以下のとおり。 前年度の修得単位数が、教職資格科目を除き 30 単位以上（ただし理工系学部の4年生は 25 単位以上）の者
	株式会社橙青奨学金	文系 20万円 理工系 25万円 を上限	若干名	2~4年生	4月		新入生のうち経済的援助が必要な自宅外通学生
	新・法政大学100周年記念奨学金	文系 20万円 理工系 25万円	449名	1~4年生	4月		帰国生のための入試で入学した者のうち、学業成績が優れ、教育上経済的援助が必要な者
	法政大学学生生活支援奨学金	12万円	268名	1年生	4月		
	法政大学吉田育英会奨学金	文系 20万円 理工系 25万円	若干名	1~4年生	10月		

※上記の奨学金は、P10「3. 民間奨学金 納付型奨学金の（1）」に記載されている奨学金との併給はできません。

※「新・法政大学100周年記念奨学金」「法政大学学生生活支援奨学金」について、留学生はグローバル教育センターへ問い合わせてください。

※大成建設株式会社奨学金受給者は、大成建設株式会社への奨学金受給報告書の提出を求められます。

※「新・法政大学100周年記念奨学金」は採用選考にあたり東日本大震災および福島第一原子力発電所事故により被災された方に配慮します。

■学業、スポーツ、芸術、ボランティア活動など各分野で優秀な学生を奨励する制度

以下の奨学金は、学業・スポーツなどの各分野で活躍した学生を奨励するもので、家計状況は関係ありません（チャレンジ法政奨学金をのぞく）。

奨学金の名称	金額（年額）	採用予定者数	採用学年	募集予定期	問合せ先	応募・採用条件
チャレンジ法政奨学金 (入試出願前予約採用型給付奨学金)	文 系 38 万円 理工系 43 万円	200 名	1 年生 ※出願時に決定	—	—	東京都・神奈川・埼玉・千葉県以外の国内高等学校または中等教育学校出身者で、各申請資格を満たす者。入試出願前に採用が決定し、合格し、入学した者に給付する。
入学時特別奨学金 (A 方式入試)	当該年度の授業料相当額	330 名	1 年生	—	—	入学試験時（A 方式入試）の各学部成績上位者のうち、当該学部に入学した新入生【指名制】
成績最優秀者特別奨学金	当該年度の授業料相当額	15 名	4 年生	—	—	各学部 4 年生の累積成績最優秀者【指名制】
成績優秀者奨学金	当該年度の授業料半額相当額	260 名	2～4 年生	—	—	各学部 2～4 年生の前年度成績上位者【指名制】 学部ごとの採用数は学部定員比による。
認定海外留学奨学金	当該年度の授業料半額相当額	15 名以内	2～4 年生	5 月・12 月	グローバル教育センター	単位認定が受けられる本学の認定海外留学生採用者には、別途「後援会認定海外留学奨学金」10 万円が支給されます。
スポーツ奨励金	当該年度の授業料半額相当額	応募・採用条件を満たす者	1～4 年生	12 月	市ヶ谷体育課	スポーツの分野において優秀な成績をおさめた者（体育会に所属していない学生も応募可） (注) すべてのスポーツが該当するとは限りません。また、法政大学学生特別表彰とは併給できません。
学術・文化奨励金	30 万円を上限	20 名(団体)以内	1～4 年生	11 月	市ヶ谷・多摩・小金井学生生活課	学術・研究・ボランティア活動・文化・芸術・芸能等の分野で秀でた業績をあげた者または団体
指定試験合格者奨励金	当該年度の授業料相当額	応募・採用条件を満たす者	1～4 年生	11 月	厚生課／多摩・小金井学生生活課	当該年度に司法試験予備試験、公認会計士試験、国家公務員採用総合職試験、税理士試験（全科目合格）、弁理士試験、司法書士試験に合格した者
L・U キャリア・アップ奨励金	20 万円	応募・採用条件を満たす者	1～4 年生	6 月・1 月	厚生課／多摩・小金井学生生活課	当該年度に気象予報士試験、行政書士試験、高度情報処理技術者試験（情報セキュリティスペシャリスト試験、プロジェクトマネージャ試験、システムアーキテクト試験、IT ストラテジスト試験、IT サービスマネージャ試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験）、社会保険労務士試験、税理士試験（複数科目合格者に在学中 1 回のみ給付）、中小企業診断士試験、通訳案内士試験、不動産鑑定士試験に合格した者
団体スポーツ奨励金	50 万円または 100 万円	応募・採用条件を満たす団体	1～4 年生	12 月	市ヶ谷体育課	団体スポーツにおいて優れた成績をおさめた団体 ※団体競技の場合 全日本学生選手権レベル以上の大会で優勝又は準優勝した団体 ※個人競技における団体戦の場合 全日本学生選手権レベル以上の大会で優勝した団体 (注) すべてのスポーツが該当するとは限りません。
派遣留学奨学金	派遣先により A. 100 万円 B. 70 万円	約 60 名	3・4 年生	6 月・10 月	グローバル教育センター	派遣留学に関する詳細についてはグローバル教育センターに問い合わせてください。 給付金のうち 20 万円は後援会からの助成額です。
法政大学グローバルキャリア支援基金による海外留学支援奨励金	50 万円 (条件付入学者は 25 万円)	若干名	2～4 年生	5 月・12 月	グローバル教育センター	認定海外留学に決定した者のうち、海外一流大学の正規課程に入学許可・条件付入学許可を受けた者 詳細はグローバル教育センターに問い合わせてください。

■各学部独自の奨学・奨励金

以下の奨学金は各学部で実施しているものです。募集・選考等については各学部に直接お問い合わせください。

奨学金の名称	金額（年額）	採用予定者数	採用学年	募集予定期	問合せ先	応募・採用条件
法学部 HOP 奨学金	(A) 4万円 (B) 10~20万円	(A) 全員 (B) 10~20名程度	当該年度 HOP 参加者	—	法学部	(A) HOP 参加者全員 (B) (A) のうち特に学業成績が優れ、現地 研修で優れた成果をあげた者 ((A) に加算)
文学部英文学科 SA 奨学金	(夏期) 5万円 (秋学期) 20万円程度	(夏期) 25名 (秋学期) 18名	1~4 年生	—	文学部	SA 参加決定者で、審査の結果承認された者
文学部哲学科「国際哲学 特講」履修に伴う海外体 験学習実習費補助金	5万円を上限に 実習費等の 25%まで	20名以内	2~4 年生	—	文学部	哲学科生のうち、「国際哲学特講」履修者 全員（「国際哲学特講」は定員制で 20 名ま で履修可能）
経営学部 SA 奨学金	前年度旅費総額 の30%程度	24名 (前年度実績)	2~4 年生	—	経営学部	SA 参加決定者のうち、学業成績が優れて いる者
経営学教育研究振興基金 成績優秀者奨励賞	10万円	3名	4年生	—	経営学部	3年次修了時点で 120 単位（教職・資格科 目を除く）を修得した東京都、埼玉県、神 奈川県、千葉県以外の道府県出身の累積成 績優秀者〔指名制〕
国際文化学部 SA 奨学金	(A) 25万円 (B) 上限 60万円程度	(A) 全員 (B) 66名 (前年度実績)	当該年度 SA 参加者	6月	国際文化学部	(A) SA 参加決定者全員 (B) (A) のうち特に学業成績が優れ、教育 上経済的援助が必要な者 ((A) に加算)
国際文化学部 SJ 奨学金	10万円を上限に 実費支給	全員	当該年度 SJ 参加者	—	国際文化学部	SJ 参加決定者全員（外国人留学生） (SJ とは国際文化学部の外国人留学生を対象に した国内研修制度（スタディ・ジャパン）です）
人間環境学部 社会人奨学金	当該年度の 授業料半額 相当額	7名 (前年度実績)	1~4 年生	7月	人間環境学部	社会人入学者のうち、学業成績が優れ、教育 上経済的援助が必要な者
人間環境学部 海外フィールドスタディ 奨励金	9万円を上限とし、 実習費等の 50% まで	100名程度	当該年度 海外 FS 参加者	—	人間環境学部	海外フィールドスタディへの参加に強い意 志を持ち、選考により決定した者 本奨励金の給付は在籍中、1回限りとする
キャリアデザイン学部 キャリアアップ奨励金	受講料等の補助： 上限 15 万円 受験料等の補助： 上限 2 万円	40名程度	1~4 年生	5月	キャリアデザイン 学部	給付対象となる講座・資格等を修了もしく は取得した者（上限の範囲内で一部又は全 部を補助）
キャリアデザイン学部 「海外キャリア体験学習」 実習費補助金	20万円を上限と し、実習費等の 50%まで	各コース 10名	2~4年 生	—	キャリアデザイン 学部	キャリア体験学習事前指導（国際）およびキャ リア体験学習（国際）履修者
キャリアデザイン学部 体験型実習科目に係る 実習費補助金	上限 2 万円。詳細 はキャリアデザイン 学部に問い合わせて ください。	60名程度	2~4年 生	—	キャリアデザイン 学部	「キャリア体験学習」「キャリアサポート実習」 「地域学習支援士 II」履修者
キャリアデザイン学部 SA 奨学金	旅費総額の 30% 程度	10名程度	1~4 年生	—	キャリアデザイン 学部	SA 参加決定者のうち、学業成績が優れて いる者
GIS (グローバル教養学部) OAS 奨学金	(A) 短期：50 万円 長期：100 万円 (B) 短期：10 または 20 万円 長期：10 または 40 万円	(A) 全員 (B) 20名程度	当該年度 OAS 参加者	—	GIS (グローバル教養学部)	(A) OAS 参加決定者全員 (B) (A) のうち特に学業成績が優れている者 ((A) に加算)
経済学部 SA 奨学金	30~40 万円程度 (前年度旅費総額 の 30%程度)	41名 (前年度実績)	2年生	—	経済学部	SA 参加決定者のうち、学業成績が優れて いる者
社会学部 SA 奖学金	旅費総額の 30% を上限とする金額	30名程度	当該年度 SA 参加者	—	社会学部	SA 参加決定者のうち、学業成績が優れて いる者
現代福祉学部 国内研修奨励金	3 万円を上限に 交通費、研修費、 宿泊費相当額	約 30 名	1~4 年生	—	現代福祉学部	研修計画が学部審査を通過した者 研修終了後、レポート提出あり
現代福祉学部 海外研修奨励金	20 万円を上限に 研修費等の 60%まで	30 名	2年生	—	現代福祉学部	研修参加への強い意志を持つ者のうち、学 業成績が優れ、選考試験により参加が決定 した者
理工系学部 教育・研究振興基金 奨励金	10万円	各学科 1名	3年生	—	理工系学部	2年次までの累積成績優秀者〔指名制〕
理工学部 SA 奖学金	10 または 15 万円	(夏期) 16 名 (春期) 12 名 (前年度実績)	(夏期) 1~4年生 (春期) 1~3年生	—	理工学部	SA 参加決定者のうち、学業成績が優れて いる者
生命科学部 SA 奖学金	10 または 15 万円	(夏期) 8 名 (春期) 6 名 (前年度実績)	(夏期) 1~4年生 (春期) 1~3年生	—	生命科学部	SA 参加決定者のうち、学業成績が優れて いる者
スポーツ健康学部 海外課外研修奨励金	20 万円を上限に研 修費等の 60%まで	22 名	2・3 年生	—	スポーツ健康 学部	海外課外研修参加決定者

■冠奨学金

寄付者の名称を冠として設立された給付型の奨学金制度です。

奨学金の名称	金額（年額）	採用予定者数	採用学年	募集予定期	問合せ先	応募・採用条件
牧野奨学金	25万円	若干名	2～4年生	4月	厚生課	文学部哲学科に在籍し、学業成績が優れ、教育上経済的援助が必要な者

■私費外国人留学生対象の奨学金

奨学金の名称	金額（年額）	採用予定者数	採用学年	募集予定期	問合せ先	応募・採用条件
法政大学国際交流基金（HIF）外国人学部留学生奨学金	100万円	9名	1～4年生	4月	グローバル教育センター	学部に入学・在籍する学業・人物ともに優秀な私費外国人留学生
法政大学グローバルキャリア支援基金による外国人留学生支援奨励金	文系30万円 理工系40万円	若干名	4年生	6月	グローバル教育センター	学部4年生に在籍し、卒業見込みであるが学費の支払いが困難な私費外国人留学生

2. 日本学生支援機構奨学金（旧日本育英会奨学金）（貸与）

日本学生支援機構奨学金とは、国の育英奨学事業として独立行政法人日本学生支援機構により運営されている奨学金です。この奨学金は貸与型で、無利子貸与の「第一種奨学金」と有利子貸与の「第二種奨学金」の二種類があります。いずれも卒業後に返還の義務があります。

■定期採用奨学金

種別	募集時期	金額（月額）	期間	対象
第一種（無利子）	4月	自宅通学：月額54,000円または30,000円 自宅外通学：月額64,000円または30,000円	卒業までの最短修業年限	全学年
第二種（有利子）	4月	月額30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円から選択。	卒業までの最短修業年限	全学年

■緊急採用・応急採用奨学金（隨時受付）

家計急変の事由が1年以内に発生したものであれば、隨時申し込みすることができます。

詳細はP 30を参照してください。

■短期留学用奨学金

本学のSA、OASプログラムや派遣留学などに限り、3ヶ月以上1年以内の短期留学のための奨学金があります（単位認定の無い私費留学には適用されません）。貸与額は日本学生支援機構奨学金の「第二種奨学金（有利子）」と同一です。

申請期間は留学の出発時期によって異なります。詳細は各キャンパスの奨学金担当窓口へお問い合わせください。

■学部卒業後の海外留学用奨学金

大学を卒業後、海外の大学院へ学位取得を目的とした進学を希望している人を対象にした日本学生支援機構奨学金「第二種奨学金（有利子）」の予約も扱っています。詳細は各キャンパスの奨学金担当窓口へお問い合わせください。

3. 民間奨学財団奨学金(給付または貸与)・地方公共団体奨学金(貸与)

以下の表は、過去に大学へ募集があった団体の抜粋です。年度によって、募集がない場合や申請資格等が変更になることがありますので希望者は各キャンパスの「奨学金掲示板」(裏表紙参照)で申請資格や締切日などを確認し申請してください。募集は4月上旬に集中します。採用後は、奨学金行事への参加や定期的な報告書の提出等を求められる場合があります。

また、他の奨学金との併給を認めていない場合があります。詳細は、各団体の募集要項等を参照してください。

■給付型奨学金 返還不要

(1) 大学で面接を行い、各団体への推薦者を決定するもの

奨学団体の名称	設立経緯	申請資格	給付月額	2014年度 推薦者数
				採用者数
大林財団	都市に関する学術研究を助成し、わが国学術研究の振興に寄与することを目的に設立	2年生のみ	50,000円	1名 0名
小田急財団 (安藤記念奨学金)	小田急沿線を中心とする地域社会において、その地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている	1年生のみ	20,000円	0名 0名
オーディオテクニカ奨学会	株式会社オーディオテクニカの創設者・松下秀雄・和子夫妻の寄付により設立	都内在住の理工学を学ぶ2年生以上	20,000円	0名 0名
小原白梅育英基金	城南信用金庫の理事長・故小原鐵五郎氏の遺志により設立	1年生のみ	50,000円	2名 2名
桜山奨学財団	株式会社オンワード桜山の創業者・故桜山純三氏の私財供出により設立	1年生のみ	36,000円	1名 1名
川本・森奨学財団	日本電気(株)の創設者・故川本種三郎氏の遺志により設立された	1~4年生	25,000円	1名 1名
国土育英会	経済的な理由により修学が困難な人を擁護する目的で設立	1~4年生	18,000円	2名 0名
埼玉学生誘掖会	実業家の故濱澤榮一氏、林学博士故本多静六氏らにより、社会に有用な人材育成を目的に設立	埼玉県出身の1年生	年額 250,000円	1名 0名
信濃育英会	ボランティア等あらゆる分野の活動を通じて明るい社会に貢献している学生の援助を目的に設立 一度応募した方の再応募はできません	2年生以上	年額 300,000円 (採用年度限り)	1名 1名
春秋育英会	日本火災海上保険株式会社元社長齊田高三氏が私財を提供し設立	1~4年生	30,000円 (うち10,000円は貸与)	1名 1名
松栄奨学財団	三信電気株式会社の創立35周年を記念して、同社会長松永栄一氏が公益信託として設立した	理工・情報科学部 2年生	50,000円	0名 0名
住本育英会	株式会社東京スタイルの創設者・故住本保吉氏の遺志に基づいて設立	1年生のみ	20,000円	1名 1名
大学女性協会	優秀な女子学生の勉学と研究活動を奨励することを目的として設立	2年生以上の女子	年額 100,000円 (採用年度限り)	0名 0名
玉野教育基金	向学心がありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し、修学上必要な学資金を給付して奨学援助を行い、将来社会に有用な人材を育成することを目的として設立	1年生のみ	25,000円	2名 1名
中村積善会	篤志家故中村静尾氏の遺志により設立	1~4年生	40,000円	1名 1名
公益信託 日新製糖奨学育英基金	日新製糖株式会社及び故森永為貴氏とその一族の出捐により設立	都内在住で理工系学部 の3年生以上	30,000円	1名 1名
日本証券奨学財団	社団法人日本証券業協会の発足に伴い各社の基金拠出により設立	2年生のみ	自宅35,000円 自宅外45,000円	2名 1名
野崎わかば会	情報化社会のさらなる発展に向けた人材の育成および教育環境の充実を目的に設立	1~4年生	30,000円 (採用年度限り)	2名 2名
フジシールパッケージング 教育振興財団	株式会社フジシールインターナショナルの創業者・藤尾正明・弘子夫妻の出捐により設立	理工・デザイン工学部 1年生	50,000円	2名 0名
公益信託 古屋亨記念奨学基金	衆議院議員故古屋亨氏の遺志により設立	法学部1年生	50,000円	1名 0名
前澤育英財団	前澤工業株式会社創業40周年を記念し、同社創立者故前澤慶治氏とその遺族および前澤化成工業株式会社の関係者により設立	1年生のみ	30,000円	1名 1名
三菱UFJ信託奨学財団	三菱UFJ信託銀行の元社長・故山室宗文氏の功績を記念して設立された	法・経済・社会・経営・ 人間環境・理工・ 生命科学部2年生	35,000円	2名 2名
ミュゼ財団	株式会社ジンコーコーポレーションによる学業優秀であるながら経済的理由により就学困難な女子学生に対する奨学援助を目的として設立	2・3年生の女子学生	30,000円	2名 2名
吉田育英会<マスター21>	YKKグループの創業者吉田忠雄氏の発意により設立	大学院で 自然科学系分野を 専攻する予定の4年生	80,000円	1名 0名

(2) 申請書類を大学で取りまとめて、各団体に提出するもの

奨学団体の名称	設立経緯・申請資格等	給付月額	2014年度
			申請者数
札幌市	札幌市民であること	9,000円	2名 0名
ツツミ奨学財団	堤征二氏および株式会社ツツミの拠出金により設立 埼玉県内の高校を卒業した1年生	45,000円	5名 1名
ホリプロ文化芸能財団	卒業後、タレント・アーティストなどのマネージャーを志す者	30,000円	5名 3名
守谷育英会	株式会社守谷商会の70周年を記念して設立	100,000円	13名 1名

(3) 申請書類を各自で直接、各団体に提出するもの

奨学団体の名称	設立経緯・申請資格等	給付月額
公益信託 池田育英会トラスト	愛媛県西予市出身の工学博士・池田佐喜男氏が私財を伊予銀行に信託して設立 愛媛県内の高校卒業者または愛媛県内に居住する方の子弟で2年生以上	17,000円
起業家支援財団	起業家精神をもつ有為な人材を輩出し、神奈川県の経済社会の発展に寄与することを目的に設立 神奈川県在住者または神奈川県の産業振興を志す方。採用は1年間のみ	30,000円 (採用年度限り)
在日本朝鮮人教育会	30歳未満の在日本朝鮮人の方（留学生を除く）	1年生 10,000円 2年生以上 15,000円
朝鮮奨学会	30歳未満の韓国籍・朝鮮籍で特別永住者等の方 2年生以上	25,000円
人間塾	日本の将来を担う若者の育成を理念に掲げて設立 30歳未満の日本国籍の方。他の給付型の奨学金との併給はできない	100,000円
山田長満奨学金	給付は1年間。35歳未満の人。校長、学部長または指導教官による推薦状が必要なため、早めに準備してください。要項等は、 http://tokyojapan.co.jp/company/kanren/yamada/boshu.html よりダウンロードしてください。	120,000円
ヤマハ発動機 スポーツ振興財団	スポーツを通じて世界にはばたく逞しい人材の育成 他の奨学金の重複受給は不可	100,000円等
ヨネックス スポーツ振興財団	青少年スポーツの振興を図ることを目的に設立 体育学等専攻の学生またはスポーツを積極的に行う30歳未満の方	50,000円以内 (採用年度限り)

■貸与型奨学金 返還必要

(1) 大学で面接を行い、各団体への推薦者を決定するもの

奨学団体の名称	設立経緯・申請資格等	貸与月額	2014年度
			推薦者数
関育英奨学会	学校法人独協学園の故理事長・関湊氏の発意により設立 2年生のみ	30,000円	0名 0名

(2) 申請書類を大学で取りまとめて、各団体に提出するもの

奨学団体の名称	設立経緯・申請資格等	貸与月額	2014年度
			申請者数
アキレス育英会	アキレス株式会社により、有為な人材の育成を目的に設立 1年生のみ	自宅 20,000円 自宅外 30,000円	1名 0名
石川県教育委員会	石川県内に3年以上居住する方の子弟 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていない方	44,000円	0名 0名
茨城県教育委員会	茨城県内に居住する方の子弟 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていない方	自宅 36,000円 自宅外 40,000円	0名 0名

奨学団体の名称	設立経緯・申請資格等	貸与月額	2014年度 申請者数
			採用者数
大堀育英財団	福井県出身の1年生。ただし、家計急変があった場合は2年生以上でも申請可能	40,000円	0名
			0名
川崎市教育委員会	保護者が川崎市に一年以上居住している1年生のみ	38,000円	0名
			1名
岐阜県教育委員会	岐阜県内に住所を有する方の子弟	32,000円 日本学生支援機構 奨学生は半額	0名
			0名
富山県教育委員会	富山県内に保護者等が住所を有すること 市町村や民間団体等の貸与型の奨学金を受けていない方 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていない方（特例で認める場合あり）	51,000円	0名
			0名
新潟県教育委員会	新潟県内に居住する方の子弟 日本学生支援機構の第一種奨学金を受けていない方	51,000円	0名
			0名
八戸市教育委員会	現在まで引き続き八戸市内に2年以上住所を有する方の子弟	40,000円	0名
			0名
福島県教育委員会	福島県内の高校を卒業した人など 他の貸与型の奨学金を受けていない方	40,000円	1名
			1名
宮崎県教育庁 (宮崎県育英資金)	主たる生計維持者が宮崎県内に居住している方 日本学生支援機構奨学金、母子及び寡婦福祉法による修学資金を受けていない方	63,000円	0名
			0名
山口県ひとづくり財団	山口県内に生活の本拠を有する方の子弟 日本学生支援機構やその他の貸与型の奨学金を受けていない方	52,000円	1名
			0名

(3) 申請書類を各自で直接、各団体に提出するもの

奨学団体の名称	設立経緯・申請資格等	貸与月額
あしなが育英会	病気、災害、自殺などで保護者を亡くしたり、重度後遺障害で働けない家庭 直接応募も可	一般 40,000円 特別 50,000円
大田区福祉部	保護者が大田区に一定期間居住している方	44,000円以内
沖縄県国際交流・人材育成財団	沖縄県に住所を有する方の子弟 日本学生支援機構やその他の団体から奨学金の貸与または修学資金の貸与を受けていない方	55,000円
芸備協会	広島県出身者	20,000円
交通遺児育英会	保護者等が道路における交通事故により死亡、または著しい後遺障害により働けないなど、学費の支払が困難な29歳までの方	40,000円、 50,000円、 60,000円 から選択
上越市教育委員会	上越市、妙高市、糸魚川市に3年以上住所を有し、そこに所在する中学校または高等学校を卒業した方	70,000円
常磐奨学会	福島県いわき市、茨城県北茨城市及びその周辺地域居住者の子弟	文 系 30,000円 理工系 35,000円
長崎県育英会	長崎県内に住所を有する方の子弟で日本学生支援機構奨学金を受けていない方	47,000円
新潟市教育委員会	新潟市内に住所を有する方の子弟	年額 400,000円
日本通運育英会	日本通運株式会社により社会に貢献する有用な人材を育成することを目的として設立 1・2年生	自 宅 15,000円 自宅外 20,000円

春季一括募集奨学金について

次の奨学金は、4月に一括して募集を行います。

応募にあたっては、スケジュール（P2）、各奨学金の概要（P14～P18）、提出書類（P20～P29）を確認し、不備のないように申請してください。

○法政大学独自の奨学金（学内奨学金）……………P14

- ・学友会奨学金
- ・大成建設株式会社奨学金
- ・株式会社 橙青奨学金
- ・新・法政大学100周年記念奨学金
- ・法政大学学生生活支援奨学金

○日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）……P16

※学内奨学金のみを申請、または日本学生支援機構奨学金と学内奨学金を同時に申請してください。

※日本学生支援機構奨学金と春季一括募集する学内奨学金は併給可能です。その他の奨学金との併給の可否は各奨学金募集要項等で確認してください。

※春季一括募集以外の奨学金でも、民間奨学財団や地方公共団体の奨学金（P10～P12）の募集は、4月上旬に集中します。希望者は各キャンパスの掲示を確認してください。

2014年度の主な奨学金の採用実績

■法政大学独自の奨学金（2014年7月現在）

奨学金の名称	申請者のうち有資格者	採用者数
学友会奨学金	459	12
大成建設株式会社奨学金		6
株式会社橙青奨学金		14
新・法政大学100周年記念奨学金	1,922（留学生を除く）	440（留学生67名を含む）
法政大学学生生活支援奨学金	465（留学生を除く）	268（留学生27名を含む）

■日本学生支援機構奨学金 定期採用数実績（2014年7月現在）

奨学金の種類	1年生	2～4年生	計
第一種奨学金（無利子）	376	109	485
第二種奨学金（有利子）	468	149	617
計	844	258	1,102

法政大学独自の奨学金の紹介

概要

- ・法政大学に在学し、学業成績が優れ修学の意思があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な学生に対して支援を目的とする給付（返還不要）型の奨学金です。
- ・日本学生支援機構奨学金と異なり、単年度毎に申請が必要です。（昨年度の採用の可否は問いません。）
- ・一括申請し、各奨学金の成績基準・単位基準を満たしている対象者に対して給付金額が高い奨学金から順に選考し採用者を決定します。（申請者が奨学金の種類を指定することはできません。）
- ・「学友会奨学金」「大成建設株式会社奨学金」「株式会社橙青奨学金」「新・法政大学100周年記念奨学金」「法政大学学生生活支援奨学金」を併給することはできません。

奨学金名	学友会 大成建設株式会社	株式会社橙青	新・法政大学100周年記念	法政大学学生生活支援
対象者		学業成績が優れていて修学の強い意志があるが、経済的に困難であり支援を必要とするもの		
給付金額	学部生（2～4年生） 留級・2015年度休学者、外国人留学生、2015年度編入生は申請できません。	学部生（1～4年生） 留級・2015年度休学者は申請できません。	学部生 2015年度1年次入学者のうち、自宅外通学者	
修得単位数	文系学部 25万円 理工系学部 30万円	文系学部 20万円 理工系学部 25万円	文系学部 20万円 理工系学部 25万円	文系・理工系学部とともに12万円
家計基準	前年度修得単位数35単位以上 ただし理工系学部の4年生は30単位以上 ＊修得単位は、教職・資格科目の単位数を除きます。 前年度修得単位数30単位以上 ただし理工系学部の4年生は25単位以上 ＊修得単位は、教職・資格科目の単位数を除きます。			
給付時期	8月中旬および12月下旬 ＊給付金額を2回に分けて半額ずつ給付			
選考方法・選考基準	書類審査 学業成績と認定所得額を総合的に考慮して選考します。			
採用者数	若干名	若干名	449名	268名
備考	○日本学生支援機構奨学金との併給は可能です。日本学生支援機構奨学金申請者は学内奨学金も併願申請することになっています。 ○採用年度中に休学・停学・退学・除籍等の学籍異動があった場合には、返還の義務が生じます。 ○文系学部とは、法・文・経済・社会・経営・国際文化・人間環境・現代福祉・キャリアデザイン・GIS・スポーツ健康学部を指します。理工系学部とは、情報科学・デザイン工・理工・生命科学部を指します。 ○外国人留学生が「新・法政大学100周年記念奨学金」「法政大学学生生活支援奨学金」に申請する場合、受付窓口は国際交流センターです。			

※2015年度チャレンジ法政奨学金受給者は併給できません。

※2015年度入学時特別奨学金（A方式入試）受給者は併給できません。

※2015年度「成績最優秀者特別奨学金」「成績優秀者奨学金」に指名された学生は併給できません。

※人間環境学部社会人奨学金受給者は併給できません。

※その他の奨学金と併給が認められない場合がありますので予めご了承ください。

※「新・法政大学100周年記念奨学金」は採用選考にあたり東日本大震災および福島第一原子力発電所事故により被災された方に配慮します。

採否結果の発表について

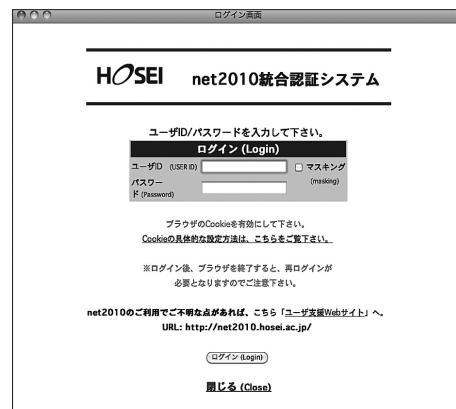
採否結果はそれぞれの奨学生の採用決定後（P2 参照）に法政大学情報ポータルサイトに掲載しますので、下記手順に従って各自、確認してください。

(1) 下記 URL を入力し、法政大学情報ポータルサイトにアクセスします。

https://www.as.hosei.ac.jp/

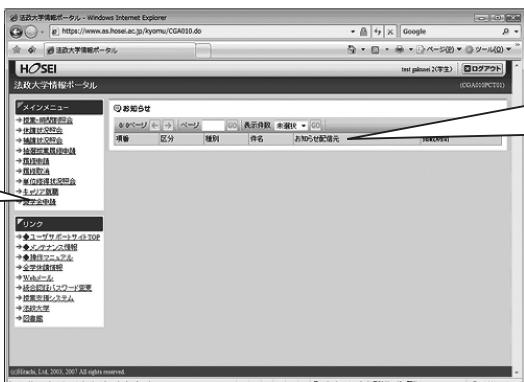
(2) 「net2010 統合認証システム」の画面が表示されますので、**ユーザ名**（＝学生証番号）／**パスワード**（注）を入力し、[ログイン] ボタンを押してください。

（注）統合認証用のユーザ ID / パスワード発行証は入学時のガイダンスで全員に配付しています。



(3) メインメニューから「奨学生申請」を選び、トップ画面から「採否結果参照」をクリックしてください。

自分の奨学生情報
を確認する画面に
進むにはメインメ
ニューから「奨学
金申請」をクリックし
て進んでください。



奨学生の手続きについて、大学から
のお知らせを発信します。奨学生関係
の掲示板とともに随時確認してください。
タイトルをクリックすると内容が
確認できます。

また、携帯メールへのお知らせ配信
サービスもあります。下記 URL を入力
する、または QR コードを読み取ること
で、法政大学携帯サービスにアクセスし
ます。登録をお願いします。

URL : <http://keitai.as.hosei.ac.jp/mobile/>



【奨学生採否結果の表示見本】

採否結果	
学内奨学生出願区分	(1年生のみ)法政大学独自の奨学生 出願奨学生
新・法政大学100周年記念奨学生	採用
法政大学学生生活支援奨学生	不採用
機構奨学生出願区分	機構第二種
支援機構: 学部 第二種	出願奨学生
入学時特別増額	採用
	採否結果 採学生参照メニューから受給中の 奨学生を参照してください。

採否結果欄で採用・不採用を確認してください。
また日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨
学生を申し込んだ方は奨学生参照メニューでも採
否を確認してください。

日本学生支援機構奨学金の紹介

概要

日本学生支援機構奨学金とは、国の育英奨学事業として（独）日本学生支援機構により運営されている貸与奨学金で、「第一種奨学金」（無利子）と「第二種奨学金」（有利子）の二種類があります。日本学生支援機構の推薦基準に基づいて大学が推薦し、採否は日本学生支援機構が決定しますので、希望者全員が採用になるわけではありません。制度や返還に関する詳細は別冊「奨学金を希望する皆さんへ」をご覧ください。

	第一種奨学金（無利子）	第二種奨学金（有利子） <在学中無利子 上限年利率3%>																		
対象者	学部生（1～4年生） 成績不良による留級・休学・留学中の者および人間環境学部社会人奨学金受給者・外国人留学生は申請できません。 外国籍の方で永住者、定住者、日本人（永住者）の配偶者・子以外の方は申請できません。																			
貸与月額	自宅通学生：3万円または5万4千円から選択。 自宅外通学生：3万円または6万4千円から選択。	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円から選択。																		
学力基準	1年生：評定平均値3.5以上（全教科） 2年生以上：前年度までの累積GPA2.1以上 [2年生：前年度までの累積修得単位数30単位以上] [3年生：前年度までの累積修得単位数58単位以上] [4年生：前年度までの累積修得単位数85単位以上]	明確な学業成績基準および単位数基準はありませんが、学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者とします。																		
家計基準※1 (2015年度の場合)	(参考) 4人世帯の場合の年収・所得の上限額の目安※2 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>給与所得者</th><th>給与所得者以外</th></tr></thead><tbody><tr><td>自宅</td><td>854万円</td><td>422万円</td></tr><tr><td>自宅外</td><td>897万円</td><td>465万円</td></tr></tbody></table>		給与所得者	給与所得者以外	自宅	854万円	422万円	自宅外	897万円	465万円	(参考) 4人世帯の場合の年収・所得の上限額の目安※2 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>給与所得者</th><th>給与所得者以外</th></tr></thead><tbody><tr><td>自宅</td><td>1,170万円</td><td>738万円</td></tr><tr><td>自宅外</td><td>1,213万円</td><td>781万円</td></tr></tbody></table>		給与所得者	給与所得者以外	自宅	1,170万円	738万円	自宅外	1,213万円	781万円
	給与所得者	給与所得者以外																		
自宅	854万円	422万円																		
自宅外	897万円	465万円																		
	給与所得者	給与所得者以外																		
自宅	1,170万円	738万円																		
自宅外	1,213万円	781万円																		
利率	なし	貸与終了時に決定（上限年利率3%）します。 申請時に「利率固定方式」または「利率見直し方式」のいずれかを選択。																		
保証制度	「人的保証制度」または「機関保証制度」のいずれかを選択。																			
貸与期間	卒業までの最短修業年限（毎年12月～1月に継続手続きが必要となります。P18を参照してください。） 休学・留学期間中は奨学金の貸与を休止します（留学は条件により異なる）。成績不良による留級者は奨学金の貸与を受けることができません。																			
貸与開始月	2015年4月分から	2015年4月～9月の間で希望する月を申請時に選択。																		
振込日	初回振込日※3：2015年7月10日（貸与開始月が4月の場合は4～7月分を合算振込） 原則毎月11日に振込※4																			
募集時期	4月のみ。原則二次募集は行いません。																			
推薦および人数について	日本学生支援機構の推薦基準に基づき大学が推薦し、採否は日本学生支援機構が決定します。大学には日本学生支援機構から推薦枠が付与されており、基準を満たしても推薦されない場合があります。推薦枠は年度毎に変わるため2015年度推薦者数は未定です。なお日本学生支援機構の採用方針により1年生の推薦枠が多くなります。																			
返還方法	貸与終了または卒業後の翌月から7カ月目に指定口座から引き落として返還。月賦または月賦+半年賦を返還誓約書提出時に選択してください。																			
2014年度採用実績	485名	617名																		
備考	現在日本学生支援機構奨学金の貸与を受けており、その奨学金の継続のみ希望する者は申請不要です。ただし、第一種または第二種の貸与を受けている者が新たに併用貸与を希望する場合や、第一種から第二種、または第二種から第一種への変更を希望する場合には申請が必要です。																			

※1 <収入・所得の上限額の目安>給与所得者……源泉徴収票の支払金額（税込） 給与所得者以外……所得税の確定申告書の所得金額

※2 上限収入は、家族状況によって変わります。別冊「奨学金を希望する皆さんへ」を参照してください。

※3 貸与開始月が8月の場合の初回振込日：2015年8月11日、9月の場合の初回振込日：2015年9月11日

※4 振込日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の休業日の前営業日に振り込まれます。

入学時特別増額貸与奨学生について

4月を貸与開始月として奨学生を申し込む2015年度入学者（編入生含む）に限り、希望により初回振込時に、以下の金額を増額して貸与を受けることができる制度です。

貸与金額：10万円・20万円・30万円・40万円・50万円

利息：原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率

申込条件：第一種奨学生又は第二種奨学生の申込者で下記の条件のいずれかを満たす方。

(1) 奨学生申請時の家計基準における認定所得金額が0となる方。（4人世帯の給与所得者の場合で、収入が400万円以下程度）

(2) (1)以外の人で日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を申し込み、貸付を受けることが出来なかった方

【注意】入学時特別増額貸与奨学生だけの申請はできません。

第二種奨学生の利率について

「利率固定方式」または「利率見直し方式」のいずれかを選択します。

[利率固定方式]

貸与終了後に決定した利率が返還完了まで適用されます。将来、市場金利が上昇・下降しても、返還利率は変動しません。

[利率見直し方式]

返還期間中、おおむね5年毎（返還期限猶予中を除く）に見直された利率が適用されます。貸与終了時の利率を基点とし、将来、市場金利が上昇した場合は高い利率が適用され、市場金利が下降した場合は低い利率が適用されます。

※いずれの方式でも年利3.0%を上限とします。（奨学生貸与中および在学猶予・返還期限猶予中は無利子）

[参考] 2015年1月貸与終了時利率<利率固定方式：0.53% 利率見直し方式：0.10%>

最新の貸与利率については、日本学生支援機構奨学生のWebサイト（<http://www.jasso.go.jp/taiyochu/index.html>）をご覧ください。

保証制度について（必ず全員が選択）

日本学生支援機構奨学生の貸与を受けるためには、「**人的保証制度**」もしくは「**機関保証制度**」を選択しなければなりません。申請受付時までに保証制度を決定していかなければいけませんので、2つの保証制度についてよく理解しておく必要があります。

なお、採用後の保証制度変更については、連帯保証人、保証人の死亡や破産等のやむを得ない事情がある場合に限り人的保証から機関保証への変更はできますが、採用時に遡って保証料を一括納入する必要があります。

機関保証から人的保証への変更は一切できません。

[人的保証制度]

連帯保証人と保証人を選任して、奨学生本人が奨学生を返還できなくなった場合に奨学生に代わって返還する義務を負う制度です。あらかじめ、確実な承諾を得てください。保証人を選任できない場合は機関保証を選択してください。

連帯保証人：原則として父母のいずれか（本人の配偶者・婚約者は不可、債務整理中は不可）

保証人：本人及び連帯保証人と別生計の4親等以内（父母と本人の配偶者・婚約者は除く）の成人親族（兄弟姉妹・おじ・おば等）。やむを得ない場合を除き、スカラネット申込時に満65歳未満であること。（債務整理中は不可）

※採用にあたって返還誓約書提出時には、連帯保証人及び保証人の署名・捺印（実印）と「印鑑登録証明書」、連帯保証人の「収入に関する証明書」の提出が必要になります。

[機関保証制度]

連帯保証人や保証人を引き受けられない場合に、保証機関に毎月一定の保証料を支払うことで奨学生の貸与を受けることができます。連帯保証人・保証人を選任する代わりに、月々の奨学生から保証料が差し引かれます。返還を一定期間延滞した場合は保証機関が本人に代わり返還しますが、その分の奨学生の未返済額及び延滞金は本人に一括して請求されます。保証料月額は、別冊「奨学生を希望する皆さんへ」をご覧ください。

■ 採否結果の発表について

採否結果の発表については、法政大学情報ポータルサイトに掲載します。詳細は P15 を参照してください。

■ 奨学生採用後の手続きについて

日本学生支援機構での審査後に奨学生として採用された場合、下記のような手続が必要になります。これらの手続を怠ると奨学生の資格を失いますので注意してください。

返還誓約書の作成・提出 採用後ただちに

採用と同時に「返還誓約書」を作成・提出する義務が生じます。日本学生支援機構から大学を通じて「奨学生証」「奨学生のしおり」と共に「返還誓約書」が交付されますので、必要事項を記入の上、添付書類とともに必ず提出してください。なお、返還誓約書を定められた期限までに未提出の場合は貸与された奨学金を一括返還の上、採用取消となります。返還誓約書は、申請時に選択した保証制度によって提出する書類が異なりますので、下記を参照してください。

保証制度	返還誓約書の署名・捺印者	添付書類
人的保証を選択した場合	本人：署名・捺印 連帯保証人：署名・捺印（実印） 保証人：署名・捺印（実印） 未成年者（申請時）：親権者（または後見人）の署名・捺印	本人：住民票（原本） 連帯保証人：①印鑑登録証明書（原本） ②収入に関する証明書（最新の源泉徴収票、所得証明書等） 保証人：印鑑登録証明書（原本）
機関保証を選択した場合	本人：署名・捺印 本人以外の連絡者：署名・捺印 未成年者（申請時）：親権者（または後見人）の署名・捺印	本人：住民票（原本） 「保証依頼書・保証料支払依頼書（機関・協会用）」

（注）これらの書類は申請時の書類とは別にご用意いただくものです。

「住民票」および「印鑑登録証明書」は、提出日より遅って3ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。

奨学金の継続手続き 每年12月中旬

次年度以降も継続して日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるためには、毎年継続手続を行う必要があります。継続手続は毎年12月中旬に各キャンパスの奨学金担当窓口で配付される「継続手続書類」を受領後に、指定された期間内にインターネットを通じて行います。継続手続入力後、翌年度4月に大学が適格認定を行い、成績基準に満たない場合や留級した場合には奨学金の「廃止（資格喪失）」「停止（貸与の1カ年停止）」「警告・激励（文書による成績注意）」などの処置がとられます。継続が認定された場合には4月分から振込まれます。

返還手続き

奨学金の貸与が終了すると返還の義務が生じます。奨学金の返還は、貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目から始まります。登録した預貯金口座から自動引き落として返還します。卒業期まで貸与を受ける方は、**貸与終了年度（4年生）の11月頃に、口座振替制度（リレーオーバー）へ加入して返還の準備を行います。**なお、卒業期まで貸与を受けず途中で辞退した方は、別途ご案内します。また返還にあたっては、一括返還や一部を繰上返還することも可能です。

■ 高校で奨学生を申し込んだ方へ

—日本学生支援機構奨学生 予約採用候補者（2015年度新入生）の手続き方法—

2015年度新入生で、高等学校在学時に日本学生支援機構の平成27年度奨学生採用候補者として決定している方は、下記の手続きを行うことにより日本学生支援機構奨学生となり、振込が始まります。

期限までに入力が完了しないと、奨学生が受けられませんので、対象者は忘れずに手続きを行ってください。

①窓口へ書類を提出する

提出先：学生センター厚生課（市ヶ谷）・学生生活課（多摩・小金井）

提出期間：4月4日（土）～4月15日（水）17:00まで

提出物：「平成27年度大学等奨学生採用候補者決定通知」

※採用候補者決定通知の「進学後記入欄」に「住所・学部学科・学生証番号」を、余白に携帯電話番号とメールアドレスを記入の上、奨学生担当窓口に提出してください。

確認後、インターネット入力用の「ID・パスワード」を配付します。

②インターネットを利用して日本学生支援機構に「進学届」を登録する

ID・パスワード配付の際に指示された日付までに
インターネット入力をしてください。

③振込を確認する

各自通帳で振込を確認してください。

振込日は②「進学届」を登録した日によって異なります。

※最短での初回の振込は、5月です。

④採用者説明会へ出席する

開催日時等の詳細は、後日掲示等でお知らせします。
「奨学生証」「奨学生のしおり」「返還誓約書」を交付しますので必ず出席してください。

※入学時特別増額貸与奨学生候補者になり、「ローンを利用できなかったことについての申告書」等の提出を指示された方は、「採用候補者決定通知」と一緒に提出してください。ただし、提出日により、初回奨学生振込日に間に合わない場合があります。申請書の提出がない場合は、入学時特別増額貸与奨学生を借りることはできません。

※2013年度以前に高校で予約奨学生になり、今年度入学した方は、すでに予約が失効になっています。改めて申請する必要がありますので奨学生申請日程表（P2）を参照の上、申し込みをしてください。

※第二種奨学生の採用候補者となった方で、奨学生の種別を第一種へ変更したい、春季一括募集する法政大学独自の奨学生（給付）を併給したいなどの場合は、上記の手続きをした上で別途春季一括募集（定期採用）の際に申し込みが必要です。詳細は奨学生担当窓口で確認してください。

提出書類について

■ 奨学金申請に必要な書類について

以下の説明をよく読んで、指定された書類を揃えてください。

書類によっては、発行に時間を要するものがあります。余裕を持って書類を揃えてください。特に自宅外通学の場合は、郵送等でやり取りする時間を考慮して早めの準備をしてください。

申請書類に不備や誤りがある場合、書類が受理できなかったり、選考から外れる場合があります。やむを得ず書類がすべて揃わなかった場合には不備書類として扱いますが、必ず、**申請受付期間内に提出できる書類を持参し、受付をしてください。**不備の書類は、2015年4月30日までに提出してください。揃わない場合は、申請辞退となります。

■ 提出書類一覧

○は要提出 ×は不要 △は該当する方のみ提出

説明該当番号	必要書類	日本学生支援機構と 学内奨学金を併願	学内奨学金単願
①	奨学金申請書	○	○
②	奨学金振込口座届	○	○
③	所得証明書 ※役所等で発行される公的証明書	父	○
		母	○
④	所得関係書類 ※源泉徴収票や確定申告書（控）等	父	○
		母	○
⑤	その他所得関係書類	△	△
⑥	控除関係書類	△	△
⑦	確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書 ※「第一種を希望するが、不採用の場合は第二種を希望する」場合は第一種と第二種両方を提出。	第一種奨学金	○
		第二種奨学金	○
⑧	出身高等学校長発行の調査書 【新入生のみ】	第一種奨学金	○
		第二種奨学金	×
⑨	スカラネット入力下書き用紙	○	×
⑩	スカラネット入力下書き用紙のコピー	○	×
⑪	教育ローン関係申告書	△	×
⑫	法政大学奨学金システム入力下書き用紙	×	○
⑬	り災・被災・避難等を証明する書類	○	○

【申請書類作成上の注意】

- 2015年4月1日現在の状況で記入してください。
- 記入はすべて黒（または青）のペンもしくはボールペン（消せるタイプのものは不可）を使用してください。
- 学生本人が作成してください。（連帯保証人・親権者又は後見人が署名・捺印する欄を除く）
- 印鑑は各自のものを使用し、朱肉で鮮明に押してください。シャチハタ等のスタンプ印は使用不可です。
- 記入を誤った場合は、該当箇所に二重線を引き、各自の訂正印を押し、余白に書き直してください。**修正液・修正テープは使用不可です。**
- やむを得ない事由で締切までに揃わない書類がある場合は、事前に必ず奨学金担当窓口までご連絡ください。
- 提出書類は返却しませんので予めご了承ください。

■ 申請に必要な書類の詳細

①奨学金申請書

記入上の注意（P28～P29）を参照して漏れなく記入してください。

②奨学金振込口座届

- ・学生本人名義の通帳の、支店名・支店番号・口座名義が記載してある部分のコピーを貼付してください。（預金通帳がない場合はキャッシュカードのコピーで可）
- ・普通（総合）預金口座に限ります（貯蓄口座不可）。
- ・郵便局（ゆうちょ銀行）、信託銀行、信用組合、農協、外資系銀行、ネットバンク等（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）への振込みはできません。
- ・一定期間以上取引がない口座（休眠口座）は使用できません。

③所得証明書

- ・申請日から遡って3ヶ月以内に発行された父母両方の所得証明書（課税証明書）または非課税証明書で、「収入金額」と「所得金額」が記載されている平成26年度（平成25年1月～12月分の収入内訳）所得証明書を提出して下さい。
- ・所得・収入の種類・内訳と金額、配偶者や扶養者の人数・控除の種類を確認します。
- ・2014年1月1日現在に世帯所在地のある市区町村役所で発行しています。所得証明書の名称は市区町村によって異なります（例「市民税・県民税課税証明書」や「特別区税・都民税課税（非課税）証明書等」など）
「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」、「納税証明書」は証明書として認められません。
- ・無収入の方（専業主婦・夫含む）であっても必ず提出してください。この場合、総所得0円と明記されているものが必要です。
- ・パート勤務で扶養控除の範囲内であっても必ず提出してください。
- ・収入・所得の欄が「*****」で目隠しされているものは受付できません。
- ・税の申告を行っていないために所得証明書（課税・非課税証明書）を所得できない場合や、収入・所得の欄が「*****」で目隠しされている場合には、早急に市町村役場で「市（区・町・村）民税・県（都・道・府）民税申告書」の手続きを取り、所得証明書（課税・非課税証明書）を提出してください。

④⑤所得関係書類

- ・父母両方の最新の収入状況を確認します。
- ・パート・アルバイト・被扶養者であっても必要です。
- ・必要な書類は、収入がある方の職業・状況によって異なります。P24～P26を参照の上、不足書類の無いように提出してください。

⑥控除関係書類

- ・P27を参照して該当する状況があれば書類を提出してください。所得金額から控除して計算します。

⑦確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書 ※別冊「奨学金を希望する皆さんへ」に挟み込んであります

- ・第一種または第二種のうち、どちらか申請する方の確認書を提出してください。ただし、「第一種奨学金を希望するが、不採用の場合第二種奨学金を希望します」という申請区分を希望する場合は、両方とも提出してください。
- ・印鑑は各自のものを使用し、朱肉で鮮明に押してください。シャチハタ等のスタンプ印は使用不可です。
- ・申請時点で本人が未成年の場合は、親権者（両親がいる場合には2名とも）の署名・捺印が必要です。

提出書類について

⑧出身高等学校長発行の調査書

- ・新入生で日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金希望者のみ必要です。
- ・高等学校卒業程度認定試験合格者・大学入学資格検定試験合格者は提出する必要はありません。
- ・高校3年3学期までの内容の記載があり、卒業日以降に発行され厳封された調査書を提出してください。(卒業見込みの物・成績証明書は不可)
- ・10段階評価の場合は、5段階評価で発行を依頼してください。

⑨日本学生支援機構スカラネット入力下書き用紙 ※別冊「奨学金を希望する皆さんへ」に挟み込んであります

- ・日本学生支援機構奨学金申請者は以下の点に注意し、「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。記入後はA3サイズで両面コピーをとり、記入済み用紙とコピーの両方を提出してください。
- ・人的保証選択者は、連帯保証人と保証人の情報(氏名・生年月日・住所・勤務先等)が必要となります。あらかじめ選任の上、必ず承諾を得ておいてください。
- ・入力内容確認用に大学が保管します。

スカラネット入力下書き用紙記入上の注意事項

【あなたの識別番号】

書類をすべて提出した方にIDとパスワードを渡します。書類提出時は未記入で構いません。

【D - あなたの返還誓約書情報】

「2. 連帯保証人・保証人について」(人的保証選択者)

人的保証を選択した方は連帯保証人・保証人の情報を必ず記入してください。

「2. 本人以外の連絡先について」(機関保証選択者)

機関保証を選択した方は、本人以外連絡先の情報を必ず記入してください

「3. 親権者(未成年後見人)について」

申請者が未成年の場合、記入が必要です。両親がいる場合は、必ず2名とも記入してください。

【E - 奨学金申込情報】

「(b). 併用貸与を希望する人のみ記入してください」の選択は、本学では原則として認めていません。特別な事情があって希望する場合は各キャンパス奨学金担当窓口まで申し出てください。

【F - あなたの在学情報】

「1. (2) あなたの学籍番号を記入してください」について、入力の際は学生証番号を、アルファベットは半角大文字で入力してください。

「1. (4) あなたは専攻科または別科に在学していますか。」は、「いいえ」を選択してください。

「1. (9) あなたの正規の修業年限を記入してください。」は、学年問わず全員「4(年)0(ヶ月)」です。

【G - 奨学金貸与情報】

「3. (1) あなたは入学時特別増額貸与奨学金を希望しますか。」で「はい」を選択すると、日本政策金融公庫の国際教育ローンを利用できなかったことについて(申告)等の書類が必要です。(P23 参照) 慎重に選択してください。(日本政策金融公庫にて借入金の審査を経て教育ローンが利用できないと正式な通知を受けた場合のみ希望できる奨学金です)

【J- 特記情報】

「1. あなたの支払っている年間の授業料を記入してください。」は、以下のとおり記入してください。

学 部	1・2 年生	3・4 年生以上
法・文・経済・社会・経営・人間環境・現代福祉・キャリアデザイン	79 万円	77 万円
国際文化	※下記、欄外を参照	86 万円
グローバル教養	104 万円	101 万円
工・情報科・理工・生命科・デザイン工	112 万円	109 万円
スポーツ健康	85 万円	82 万円

※国際文化学部 1 年生 101 万円、2 年生 51 万円

【K- 家庭事情情報】

記入欄に必ず記入してください。なお、家のローン負担は奨学金を希望するに至った家庭事情にはなりませんので、記入しないでください。

【□ - 緊急・応急採用情報】 は 4 月の定期募集に申請する場合は記入不要です。

⑩日本学生支援機構スカラネット入力下書き用紙のコピー

- ・記入済みの「⑨日本学生支援機構スカラネット入力下書き用紙」を A3 サイズで両面コピーしてください。両面コピーすることで仕上がりが同じになります。
- ・記入内容に問題がなければ返却しますので、これをもとにスカラネットに入力してください。

⑪教育ローン関係申告書

日本学生支援機構奨学金申請者のうち、「入学時特別増額貸与奨学金」を希望する方（2015 年度入学者・編入学者のみ申請可）は指定用紙を渡しますので、申し出てください。なお、申請には下記の書類も必要です。

- 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できなかったことについて（申告）
 - 日本政策金融公庫の「国の教育ローン借入申込書（お客さま控え）」のコピー
 - 融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー
 - 入学時特別増額貸与奨学金に係わる貸与総額増額願（第二種奨学金申請者のみ）
- * 人的保証選択者は、連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書の添付が必要です。

⑫法政大学奨学金システム入力下書き用紙

- ・申請書類提出後、インターネット入力が必要になります。奨学金申請書の内容に沿って記入してください。
- ・学内奨学金と日本学生支援機構奨学金を併願する方は不要です。

⑬り災・被災・避難等を証明する書類

東日本大震災および福島第一原子力発電所事故により被災した方のうち、以下に該当する方

- 家計支持者が災害救助法適用地域に居住し、自ら所有する家屋が「全壊」「大規模半壊」「半壊」となった方（借家・賃貸マンション等は対象外）
- 被災により主たる家計支持者が死亡した方
- 主たる家計支持者が東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故による警戒区域もしくは計画的避難地域に居住していたが、避難を余儀なくされ、申請時においても避難を継続している方

■所得関係書類について

下記の所得関係書類提出チェック表を参考に、父母両方の所得関係書類を揃えてください。

確定申告をした場合は、「確定申告書（控）」が必要です。

各所得関係書類の詳細は、次ページ以降の説明を確認してください。

■所得関係書類提出チェック表 ※①父母の所得証明書・非課税証明書は全員提出が必須です。

提出する主な所得関係書類		①所得証明書 ※父母両方の分 必須	②平成26年分の源泉徴収票	③年収見込み証明書	④最新の給与明細書（3カ月分）	⑤平成26年分の確定申告書（控） 第一表・第二表	⑥最新の年金振込通知書	⑦退職証明書	⑧雇用保険受給資格者証	⑨開業後の収入状況書	⑩廃業証明書（廃業届）	⑪収入に関する事情書（申告）
収入の種類												
給与収入、パート・アルバイト、雇用保険、年金の場合												
2013年12月以前から勤務し現在にいたる	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
2014年1月以降から勤務し現在にいたる	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(○)								
2014年1月以降退職後、雇用（失業）保険を受給している	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
2014年1月以降退職後、再就職した	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(○)								
専従者給与をもらっている	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
年金を受給している（遺族年金・障害者年金含む）	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						
自営業・自由業・農業等の場合												
営業・不動産・配当・事業・雑所得等のある場合												
2013年12月以前から事業を営み現在にいたる	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>							
2014年1月以降から事業を営み現在にいたる	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>						<input type="radio"/>		
2014年1月以降申請時までに廃業した	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>							<input type="radio"/>	
会社経営、会社役員の場合												
2013年12月以前から経営し現在にいたる	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>										
2014年1月以降から経営し現在にいたる	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>								
2014年1月以降申請時までに廃業した	<input type="radio"/>										<input type="radio"/>	
外交員、公共料金検針者、受信料徴収者収入の場合												
2013年12月以前から就業し現在にいたる	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>							
2014年1月以降から就業し現在にいたる	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							
2014年1月以降申請時までに外交員をやめた	<input type="radio"/>							<input type="radio"/>				
現在無収入の場合												
2013年1月から現在まで全く収入がない	<input type="radio"/>											<input type="radio"/>
2014年1月から現在までの期間で給与収入があった	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
2014年1月から現在までの期間で給与外収入があった	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
援助を受けている場合												
上記に加え「援助年額の証明」												
生活保護・児童扶養手当を受けている												
上記に加え「生活保護決定通知書」「児童扶養手当認定通知書」												
中学生以下の弟妹がいる場合												
上記に加え「児童手当通知書」など児童手当の金額のわかるもの												

提出書類について

①「所得証明書」**原本** <発行元> 2014年1月1日現在に世帯所在地のある市区町村

申請者全員が提出する必要があります。(P21 ③参照)

②平成26年分の「源泉徴収票」**コピー可** <発行元>勤務先

父母が会社員、パート、アルバイトの給与収入のみの場合は、勤務先より発行された「源泉徴収票」を提出してください。アルバイト等で発行されない場合は、「③年収見込み証明書」を提出してください。「源泉徴収票」を紛失、使用済みで手元にない場合は、勤務先で再発行をしてください。

③年収見込み証明書 **原本** <発行元>勤務先

父母が2014年1月以降に入社・転職した場合、所得を受ける勤務先に同封の「年収見込み証明書」に証明を依頼の上、提出してください。

任意様式でも構いませんが、次にあげる事項は必ず記載して貰ってください。

- ・勤務先
- ・就職年月日
- ・年収見込額
- ・社名(要会社印の押印)及び記入年月日

勤務先に証明書の発行を依頼することがどうしても難しい場合は後述④の書類を提出してください。

④最新の給与明細書(3カ月分)**コピー可** <発行元>勤務先

父母が2014年1月以降現在まで新たに勤務し、前述③の年収見込み証明書が発行されない場合や、パート等で勤務先から源泉徴収票が発行されない場合は、最新3カ月分の給与明細書を提出してください。

給与明細書の余白に勤務開始時期、賞与の有無を記載してください。

大幅な減収がある場合も「②源泉徴収票」とあわせて提出してください。

⑤平成26年分の「確定申告書(控)(第一表・第二表両方)**コピー可** <発行元>本人控

父母が確定申告をしている場合は「確定申告書(控)」の第一表・第二表両方のコピーを提出してください。

原則として、税務署の受付印(文書收受印)、税理士作成印のいずれかがあるものを提出してください。電子申告を行った場合は、申告内容確認票の写し(受信通知または即時通知)のコピーを提出してください。

「青色申告」をした場合は「平成26年分所得税青色申告決算書(控)」「白色申告」をした場合は「平成26年分所得税白色申告収支内訳書(控)」のコピーを提出してください。

自営業や農業等の所得が少額のため確定申告していない場合は、市区町村役所に提出した「平成26年度市(区・町・村)・県(都・道・府)民税申告書(控)」のコピーを提出して下さい。

⑥最新の年金振込通知書**コピー可** <発行元>厚生労働省他

父母が年金を受けている場合は、受給中の年金すべて(厚生年金、基礎年金、企業年金等)の「最新の年金振込通知書(はがき)」の表面と裏面をコピーして提出してください(年金額改定通知書のコピーでも可)。その際、余白に**1年間の受給額を記入してください**。その上で、記載金額が何ヵ月分なのかを申請受付時に確認しますので、事前に確認の上、提出してください。

⑦退職証明書（原本）<発行元>勤務先

父母が2014年1月以降現在までに退職した場合、退職をした勤務先に発行を依頼の上、提出してください。

必ず退職年月日・会社名、退職者氏名が確認できるものを提出してください。

上記記載のある「②源泉徴収票」や「離職票」「退職金の源泉徴収票」でも差し支えありません。または、「⑧雇用保険受給資格者証」等の提出があれば「退職証明書」の提出は必要ありません。

⑧雇用保険受給資格者証（コピー可）<発行元>ハローワーク

父母が失業して雇用保険を現在受給している場合、「雇用保険受給資格者証（離職年月・受給期間満了年月日・基本手当額・所定給付日数記載があるもの）」を提出してください。

⑨開業後の収入状況書（原本）

2014年1月以降に営業・経営等を始めて現在にいたる場合に提出してください。

収入を得ている方が「収入状況書」として開業してから現在までのひと月毎の収支状況が分かるように「事業所名」「営業開始日」「売上高」「経費」「所得金額」を記入し署名・捺印して提出してください。

⑩廃業証明書（廃業届）（経営者が作成している場合、原本）

父母が2014年1月以降申請時までに廃業した場合、関係官庁に提出した書類のコピーを提出してください。

届出をしていない場合は、経営をしていた方が会社印を使用し作成してください。なお、様式は自由ですが、次にあげる事項は必ず記入してください。

- ・業種、店舗名または屋号など
- ・廃業年月日
- ・事業主署名捺印及び書類作成日

⑪収入に関する事情書

家庭事情が下記のいずれかに該当する場合は、「1.生活費の出所について」欄に家計状況・生活状況（特に生活費の出所について）を出来るだけ詳細に記入して、提出してください（父母の署名・印が必要）。

- ・家計支持者が申請時点で無職である場合
- ・その他特別な家庭事情がある場合
- ・大学が必要とする場合

その他必要な書類

○援助年額の証明

離婚による養育費や親戚からの補助など援助を受けている場合は、収入に関する事情書の裏面「援助年額の証明」を記入してください。

○「生活保護決定通知書」、「児童扶養手当認定通知書」（コピー可）

父母が生活保護を受けている世帯は、社会福祉事務所発行の「生活保護決定通知書」（金額記載があるもの）のコピーを提出してください。

母子父子家庭で児童扶養手当を受けている場合は、「児童扶養手当認定通知書」のコピーを提出してください。

○「児童手当の通知書」（コピー可）

中学生以下の弟妹がいる場合には、同封「⑤その他の所得関係書類」に金額や内訳を記入し、児童手当通知書のコピーなど受給額がわかる書類を提出してください。

■ 控除関係書類について

下記に該当する方は、父母の所得金額から控除しますので必要書類を提出してください。提出がない場合は控除することはできません。

● 障がいのある方・介護を必要とする方が同一生計の家族にいる場合 (コピー可) <発行元> 市区町村役場

・同一生計内の家族に障がい者や要介護者がいる場合、一人あたり一律 99 万円を控除します。

・障がい者の種類に応じ、以下の書類を提出してください。

【要介護 3~5 の認定者がいる場合】介護保険被保険者証等、要介護認定書類のコピー

【心身障がい者がいる場合】身体障害者手帳、療養手帳（愛の手帳・みどりの手帳等）のコピー

【原爆被害者がいる場合】被爆者手帳のコピー

● 家計支持者が単身赴任で別居している場合 (コピー可) <発行元> 不動産会社、各種水光熱会社、勤務先等

- ・主たる家計支持者が業務の都合により単身赴任で家族と別居している場合は、住居費等（駐車場代・電話代・新聞代除く）が控除対象となり、**71 万円を上限**に控除します。（学生本人分は対象外）
- ・住居費（主たる家計支持者本人のみ）、水道光熱費の領収書（直近 1 力月分）を提出してください。銀行引落しの場合は通帳の該当部分のコピーとその請求書・契約書、給与天引きの場合は給与明細書のコピーでも構いません。
- ・住所等の単身赴任先が分かるような資料に限ります。
- ・住居費を会社が負担している場合は対象外です。一部補助している場合は、本人負担分がわかるよう給与明細書（直近 1 力月分）を提出してください。

● 長期療養者（6 力月以上）がいる場合 (コピー可) <発行元> 医療機関等

・申請時、同一生計内の家族に 6 力月以上にわたり療養中、または今後も含め 6 力月以上の療養を必要とする方がいる場合は、以下の書類を提出することにより控除します。

○医療費の領収書と長期療養費計算書

※ 経常的に支出をしていることを証明するために、最低 6 力月分以上を提出してください。

※ 控除の対象となるのは長期療養している方の分のみです。

- ・申請時に療養 6 力月未満である場合は、申し込み時点までの医療費の領収書と 6 力月以上の療養が見込まれる旨が明記されている診断書のコピーが必要です。

控除の対象とする費目は次のとおりです。

控除の対象費目	証明書等	発行者
医師又は歯科医師への診療・治療費		
病院、診療所への入院費用		
マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療費		
治療又は療養のための医薬品費	・ 医師等の証明書 ・ 経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）	・ 病院等（医師） ・ 看護人（派出所） ・ 薬局 ・ 介護サービス提供事業者
病院、診療所に通院するための交通費（必要不可欠なものに限る。）		
看護人に対して支払う費用（賄い費を含む。）		
介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額		

※ 光熱費、差額ベッド代、食費や老人ホームの入所費は含みません。

※ 食事療養費、保険適用外の文書料、病医料等は含みません。

※ 領収書の原本を提出した場合、返却はできませんのでご注意ください。

● 過去 1 年間に被災、盗難被害を受けた場合 (コピー可) <発行元> 消防署・市区町村役所・警察署

・過去 1 年間に被災または盗難被害を受けて長期（2 年以上）にわたって支出が増大したり収入が減少した場合は、下記の書類を提出してください。ただし、保険・損害賠償等によって補てんされた場合は控除対象外です。

【火災、風水害、地震等の場合】「被災（罹災）証明書」及び被災金額を記した書類、修繕費用が分かる領収書（コピー可）等

【盗難の場合】「盗難届出証明書」

奨学金申請書の書き方

表面

① 奖学金申請書

太枠線内を記入してください。「A 収入・売上金額」等の金額欄は記入不要です。

申請時現在の状況を学生本人がボールペンで記入してください。

太枠線内を記入してください。「A 収入・売上金額」等の金額欄は記入不要です。 申請時現在の状況を学生本人がボールペンで記入してください。							
I 所属学部 法文 経営 国際 人環 CD デ工 GIS 経済 社会 現福 スポ 工 理工 生命 情報				学年	2015年4月10日 学生証番号 15Gxxxx		
申請者	申請者本人氏名 フリガナ ホウセイ サクラ 漢字 法政 桜		現住所 〒102-8160 東京 都道府県 千代田区富士見2-17-1 TEL:自宅 03 (3264) ×××× 携帯 090 (0000) △△△△ 生年月日:西暦 1996年(昭和・平成 8年)4月10日				
	就学者を除く家族(予備校生・浪人生含む)	続柄 氏名	現在の職業 (どれかに○をしてください) 正社員または公務員 自営業・非正社員 自由業・生活保護 年金・無職・その他	在職年数 (どれかに○をしてください) 0年 1年未満 1年以上	大学記入欄 A 収入・売上金額 万円(切り捨て)	大学記入欄 B 控除額 万円	大学記入欄 所得金額 A-B万円
II 同一学生	父 法政 大						①
	母 法政 千代子						ここには記入しないでください
	兄 法政 學						生計が別の兄弟・姉妹・祖父母は記入しないでください。
	姉 法政 花						
	祖母 法政 富士						別家計からの援助がある場合は、「⑪ 収入に関する事情書」の裏面「援助年額の証明」を提出してください。
↑ 同居していても生計が別の兄弟・姉妹・祖父母は含まない。					所得金額合計		
III 計の家計状況	①全員が記入:現在の家計収入(祖父母の年金は含まない)および生活費の出所について以下あてはまるものすべて○をしてください。 ②給与 ③営業・農業所得 ④不動産・株・雑収入・山林所得 ⑤年金(老齢・障害者・遺族・企業) ⑥児童手当・児童扶養手当 ⑦社会保険(失業手当・傷病手当) ⑧生活保護 ⑨もと配偶者からの養育費や祖父母からの援助など別家計からの援助 *以下は年額も記入してください。						
	①預貯金取崩し(年 万円) ②学生本人の奨学金(年 万円) ③その他(中空) 年 万円						
	②[父・母]は[死亡・離婚・別居]その年月は西暦 年 月					短大生・大学院生は大学に○	
	③主たる家計支持者が[失職・無職]その年月は西暦 年 月で、その理由は[]その他()						
	校就生者浪(人本除く)族	続柄 氏名 設置者	就学者 控除 通学別	大学記入欄 控除額 万円(切上げ)			
IV 所得から差し引かれる金額	弟 法政 二郎 国公立・私立・就学前	乳幼児・小・中・高・専修(高等・専門)・高専(1~3年次・4~5年次)・大学 自宅・自宅外	⑦				
		乳幼児・小・中・高・専修(高等・専門)・高専(1~3年次・4~5年次)・大学 自宅・自宅外	⑧				
		乳幼児・小・中・高・専修(高等・専門)・高専(1~3年次・4~5年次)・大学 自宅・自宅外	⑨				
本人 1年:(理工・生命・情報・デ工112,国際101, GIS104, スポ85, その他の学部79)万円 & (自宅44・自宅外87)万円 2年以上:(理工・生命・情報・デ工109,国際86(※2年のみ51), GIS101, スポ82, その他の学部77)万円 & (自宅44・自宅外87)万円					⑩	ここには記入しない	
ア～オに該当するものがあれば○をしてください。(計算や金額の記入は不要です)					記入しない		
ア 母子・父子世帯(父または母と経済力のない兄弟姉妹祖父母の世帯等) 同一世帯内に定職のある兄弟姉妹祖父母や予備校生・浪人生がいる場合は非該当	【一律40万円】				⑪	でください	
1 障がいのある方がいる世帯(障がいのある方、公害疾病認定者、要介護3以上の方等) 2 障がい者である証明書添付(身体障がい者手帳・介護認定証のコピー等)	【1人につき99万円】				⑫		
3 家計支持者が別居(単身赴任)している世帯(別居による住居費・光熱費・水道費の実費) 4 赴任先の1カ月分の住居費・光熱費・水道費の領収書等のコピー添付	【71万円限度】				P27を参照して必要な書類を提出してください。		
5 長期に療養を要する方のいる世帯(6カ月以上療養中の方、または療養を必要とする方) 6 医師等の証明書(診断書)と経常的に支出している金額の証明(領収書等コピー)添付 7 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯 8 火災(被災)証明書や盗難届出証明書と支出増または收入減がわかるものを添付					⑬		
父・母・姉・弟・本人・祖母の計 控除額合計					⑯		
世帯人数 6人 (本人含む)	〔⑥-⑯〕				⑰	認定所得金額	
本人を含む就学・未就学者が3人以上の場合(例3人→1人分、4人→2人分) 人×⑩=					⑯		
〔⑯-⑰〕第一種・第二種・学内認定所得金額					⑯		

*裏面にも記入してください。

裏面

IV 申請する奨学生区分の番号に○をしてください(申請書類提出封筒も同じ区分を選んでください)。

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 法政大学独自の奨学生 |
| 2 | 法政大学独自の奨学生／日本学生支援機構奨学生 |

V 日本学生支援機構奨学生に申請する場合(IVで2の選択者)は、申請区分番号に○をしてください(申請書類提出封筒・スカラネット下書き用紙も同じ区分を選んでください)。

- | | |
|----|--------------------|
| 1 | 第一種(無利子)のみ |
| 2 | 第一種不採用の場合第二種希望 |
| 3 | 第二種(有利子)のみ |
| 8 | 第二種を貸与中だが、第一種へ変更希望 |
| 9 | 第一種を貸与中だが、第二種へ変更希望 |
| 10 | 第一種を貸与中だが、第二種も併用希望 |
| 11 | 第二種を貸与中だが、第一種も併用希望 |

申請時現在の状況をボールペンで記入してください。

VI 本人 の履 歴	本学入学までの履歴(予備校・自宅研修(自宅での入学準備等を含む)等)を記入してください。
	西暦 2015 年 3 月 高等学校卒業又は高等学校卒業程度認定試験合格(学校名の記入は必要ありません)
	西暦 年 月 ~ 西暦 年 月
	西暦 年 月 ~ 西暦 年 月
	西暦 2015 年 4 月(法政大学(1年次入学)・2年次編入学・3年次編入学) ←○をしてください
VII 家庭 事 情	奨学生を希望するに至った家庭事情・経済事由等(家のローン負担等は除く)や、その他特に説明を要することを奨学生申請者の視点で具体的に記入してください。150字以上(実線を超えるマス以上)記入すること。
	<p>学生本人が奨学生を希望するに至った理由、特記事項などをできるだけ詳しく具体的に150字以上記入してください。</p> <p>日本学生支援機構奨学生申請者は、同一内容をスカラネット下書き用紙のP7「K-家庭事情情報記入欄」に記載してください。</p> <p>*なお、家のローン負担については、経済事情として考慮されませんので記入しないでください。</p>

VIII 誓約欄

申請する奨学生の種類および日本学生支援機構奨学生の保証の種類(人的・機関)を問わず、全員記入してください。

印鑑は必ず各自のものを使用し、朱肉で鮮明に押してください(同一印鑑・シャチハタ等スタンプ印は不可)。

連帯保証人欄は必ず父母(またはそれに代わる人)に記入・押印をしてもらってください(同上不可)。

学校法人法政大学総長 殿	
独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿	
1 奨学生申請書の記載事項に相違ないことを誓約いたします。 2 法政大学独自の奨学生の採用後、休学・停学・退学・除籍となった場合には、採用年度 します。 3 日本学生支援機構奨学生の採用後、 必ずそれぞれが署名してください 。採用後には返還誓約書を其 誓約します。また、返還誓約書を其の採用取り消しに応じ、これ 込金の戻入を直ちに行なうことを誓約します。	
2015年 4 月 8 日 印	
本人 (署名・捺印)	現住所: 東京都千代田区富士見2-17-1 氏名: 法政 桜
連帯保証人 (署名・捺印) 父母のいずれか	現住所: 東京都千代田区富士見2-17-1 氏名: 法政 大
 印	

この書類に記入された個人情報は、奨学生の選考に必要な資格の審査確認にのみ使用します。

家計急変時の奨学金について

主な家計支持者の失職・破産・会社の倒産・病気・死亡等または風水害による被災により家計が急変し、奨学金の必要が生じた際に申し込むことができる制度です。

奨学金を希望する場合は、各キャンパス奨学金担当窓口へ相談してください。

日本学生支援機構奨学金

貸 与

家計急変の事由が発生してから 12 ヶ月以内であれば随時申し込みすることが出来ます。

大学で事情を確認した上で日本学生支援機構へ推薦しますが、審査の結果必ず採用されるとは限りません。

申請資格等詳細については、奨学金担当窓口へ確認してください。

(1) 緊急採用奨学金（無利子）

貸与額は（独）日本学生支援機構奨学金の「第一種奨学金」と同一です。貸与開始月は家計急変の生じた月以降で申込者が希望する月とし、単年度限りの貸与となります。（緊急採用奨学金継続願の提出により単年度毎に貸与継続が認められる場合があります）。

(2) 応急採用奨学金（有利子）

貸与額は（独）日本学生支援機構奨学金の「第二種奨学金」と同一です。貸与開始月は家計急変の生じた月以降で申込者が希望する月とし、卒業時まで貸与可能です。

学内奨学金

給 付

家計が急変し、その事由が発生した月から 12 カ月を超えない期間内に大学納付金を納入できない方を対象に年2回（6月・11月）募集をおこなっています。

奨学金の名称	金額（年額）	採用予定者数	採用学年	募集予定期	問合せ先	応募・採用条件
法政大学後援会奨学金	当該期の大学納付金相当額（第1期または第2期の授業料、実験実習料、教育充実費）を上限					主たる家計支持者である保証人（親）の死亡または離別、失職、病気・事故、災害により家計が急変し、その事由が発生した月から 12 カ月を超えない期間内に大学納付金を納入できない者であり、過去に本奨学金の給付を受けたことのない者
林 忠昭奨学金	文 系 30 万円 理工系 35 万円 を上限	若干名	1～4 年生	6 月・ 11 月	厚生課／ 多摩・小金井 学生生活課	家計が急変し、その事由が発生した月から 12 カ月を超えない期間内に大学納付金を納入できない者であり、過去に本奨学金の給付を受けたことのない者
法政大学生協学生生活支援奨学金（注）	20 万円					法政大学生活協同組合の奨学金 学業成績が優れ、修得単位数が進級・卒業見込み要件をみたしているからも、家計急変（事由発生より 1 年以内）により学費支払が困難な者（注）本奨学金は「民間奨学金」に該当しますが、他の家計急変奨学金と同時に大学で申請を受け付けるので、ここに記載しています。
法政大学家計急変学生支援奨学金	20 万円を上限					主たる家計支持者である保証人（親）の死亡または離別、失職、病気・事故、災害等により家計が急変し、その事由が発生した月から 12 カ月を超えない期間内に大学納付金を納入できない者であり、過去に本奨学金の給付を受けたことのない者

※申請資格等詳細については、別途掲出される募集掲示をご覧ください。

国の教育ローンについて

日本政策金融公庫が取り扱う融資制度です（年利 2.25% 2015 年 2 月 16 日現在）。銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協の窓口でも取り扱っています。詳細については、以下の教育ローンセンターに直接問い合わせてください。保護者（家計支持者）の方が各金融機関等に直接申し込み・契約をします（随時）。大学への連絡は不要です。

■日本政策金融公庫教育ローンセンター

ナビダイヤル : 0570-008656 TEL : 03-5321-8656

※日曜日・祝日・年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）はご利用いただけません。

<受付時間>月～金 ● 9:00～21:00 土 ● 9:00～17:00 <HP> <http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

FAQs

申請について

Q1. 日本学生支援機構奨学金の、第一種と第二種を同時に申請することはできますか？

A1. 原則として認めておりません。特別な事情があり希望する場合はご相談ください。また、現在第一種（第二種）を貸与中で、さらに第二種（第一種）の併給を希望する場合にも事前にお申し出ください。いずれにしても、両方借りると、それだけ返還金額が多くなります。返還の義務があることを自覚したうえでご相談ください。

Q2. まだ奨学金の申請をするか決めかねています。申請期間以降の申請はできますか？

A2. できません。申請期日までに決め、申請する場合は申請書類を提出してください。

Q3. 収入に関する書類の一部が申請日までに間に合わないのですが、どうしたら良いですか？

A3. 摘っている書類を申請期間内に提出してください。不足書類については、4月30日までに提出してください。揃わない場合は申請辞退となります。

Q4. 日本学生支援機構奨学金が不採用の場合、再度申請したいのですが、二次募集はありますか？

A4. 2014年度は二次募集がありましたが今年度二次募集があるか未定です。日本学生支援機構から二次募集があった場合には掲示・HPでご案内いたします。

Q5. 奨学金の申請は毎年必要なですか？一旦採用されたら卒業までそのまま貸与（給付）が続くのですか？

A5. 日本学生支援機構奨学金は、毎年「継続願」を提出し進級することで貸与が継続します（詳細はP18参照）。学内奨学金は採用年度限りの給付奨学金です。希望者は毎年申請する必要があります。

Q6. 学内奨学金の成績基準について教えてください。

A6. 新入生については、成績基準をみたしているものとみなします。2～4年生は、前年度の成績について各学部学年上位1/2以上、かつ所定の単位数を修得している必要があります。特に、学友会・大成建設（株）・（株）橙青の各奨学金は、成績を重視して選考します。

申請書類について

Q1. 源泉徴収票や確定申告（控）があっても「所得証明書」の提出が必要ですか？

A1. はい、両方必要です。所得証明書は所得の種類（給与所得の他に不動産所得や配当所得があるか）や総所得金額を把握するのに必要な書類となります。

Q2. 両親は無職なのですが（母は専業主婦で収入がないのですが）「所得証明書」や所得関係書類の提出が必要ですか？

A2. はい、必要です。無職（無収入または非課税）の場合には収入金額が0円と記載されている「所得証明書」を必ず提出してください。市区町村によって所得証明が受けられない場合は「非課税証明書」などの発行を受けてください。

Q3. 母はパートをしていますが、父の扶養の範囲内なので専業主婦だと言っています。それでも収入に関する書類を提出する必要がありますか？

A3. はい、必要です。扶養の範囲内であっても収入があることには変わりません。「所得証明書」に加えてP24～P26を参照して母の収入状況に該当する書類を提出してください。

Q4. 平成27年度分（平成26年1月～12月の収入内訳）の所得証明書（課税証明書／非課税証明書）が出せないのでですが、どうしたら良いでしょうか？

A4. 平成26年度分を提出してください。「所得証明書」は一般的に5月～6月初旬に新年度のものに切り替わりますので申請時点で最新のものを発行していただくように役所で要請してください。

Q5. 父（母）が昨年転職（パート先の変更も同様）しました。収入に関する証明書は何を提出したら良いでしょうか？

A5. 「所得証明書」及びP24～P26を参照して、該当する書類を提出してください。

Q6. 「学内奨学金」と「日本学生支援機構奨学金」の申請を考えていますが、所得証明書や源泉徴収票などは2部必要ですか？

A6. いいえ、書類は1部で結構です。

Q7. 学費を親が払っているのですが、奨学金を親の口座に振り込んでもらうことはできますか？

A7. いいえ、奨学金の振込は奨学金受給者である学生本人の名義の口座しか指定できません。

Q8. スカラネットのID・パスワードがわかりません。

A8. 申請書類の提出時、不備がない方にスカラネット入力用のIDとパスワードをご案内します（P22参照）。申請書類提出時は未記入で構いません。ID・パスワード受領後は必ずインターネットから申請内容を入力してください。

家族について

Q1. 別居している祖父母がいて（老人ホーム入居含む）父（又は母）が仕送りしています。祖父母は家族数に含めるのでしょうか？

A1. 父（又は母）が全面的に扶養している場合は含むことが出来ます。祖父母が複数の親族からの送金によって生活している場合は含むことができません。

Q2. 同居する兄は会社員で収入があります。家族数に含めるのでしょうか？

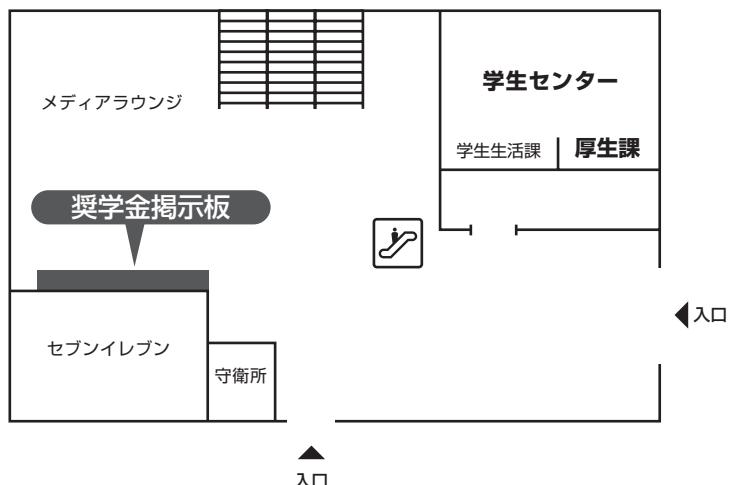
A2. 家族数に含めません。同居・別居を問わず、職業を持ち定期的な収入がある場合は、父母と別生計と判断されます。申請書の家族欄には、定期的な収入が無い方を記入してください。

窓口・掲示板案内

奨学生に関する連絡は、全て掲示によって行います。
最新情報を各キャンパスの奨学生掲示板で確認して下さい。

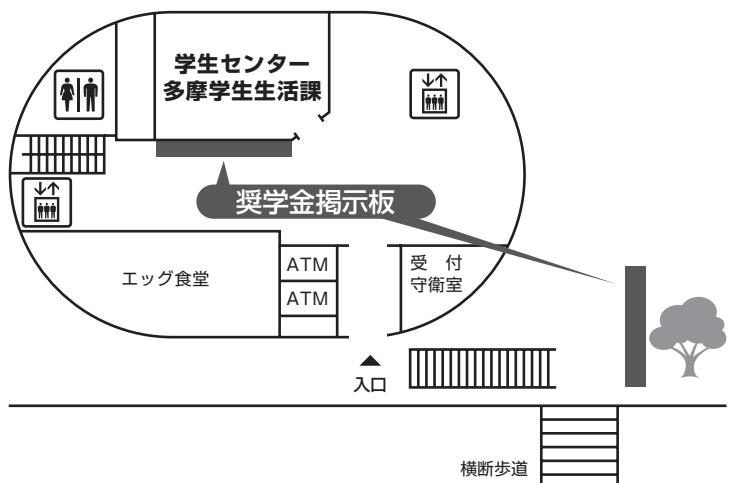
市ヶ谷 キャンパス

学生センター 厚生課
外濠校舎 1階
Tel : 03-3264-9486～7



多摩 キャンパス

学生センター
多摩学生生活課
EGG DOME 2階
Tel : 042-783-2151



小金井 キャンパス

学生センター
小金井学生生活課
管理棟 2階
Tel : 042-387-6011

